

事業者排出量削減報告書

(あて先) 京都府知事									
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)		氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)							
宇治市六地藏奈良町67-1		㈱イトーヨーカ堂 代表取締役社長 亀井 淳							
		電話 03 - 6238							
京都府地球温暖化対策条例第19条の規定により提出します。									
特定事業者の主たる業種	衣料品・住居関連品及び食料品を取り扱う総合小売業								
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者 (大規模エネルギー使用事業者 (原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者 (大規模運送事業者 (トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者 (その他の温室効果ガスの大規模排出事業者 (二酸化炭素に換算して3,000トン以上))								
計画期間	平成 18年 4月 ~ 平成 20年 3月								
基本方針	別途参照								
推進体制	別途参照								
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	措置内容						
	18-19	事業所	別途参照						
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度 (実績) (17) 年度 (二酸化炭素換算 (t))	目標年度 (計画) (19) 年度 (二酸化炭素換算 (t))	削減率 (計画) (%)	報告年度 (実績) (19) 年度 (二酸化炭素換算 (t))	削減率 (実績) (%)			
	A 事業所等排出区分	3819 (原単位 69.24-CO2/m2*百万h) t	3706 (原単位 67.11-CO2/m2*百万h) t	-3.0 %	3482 (原単位 55.19t-CO2/m2*百万h) t	-8.8% (原単位: 30.3%) %			
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	t	%			
	C その他排出区分	t	t	%	t	%			
	排出合計	*1 3,819 t	*2 3,706 t	-3.0 %	*4 3,482 t	-8.8 %			
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度 (計画)				報告年度 (実績)			
		取組量等		(二酸化炭素換算 (t))		取組量等		(二酸化炭素換算 (t))	
	森林の保全及び整備	(整備面積) ha	(吸収量) t		(整備面積) ha	(吸収量) t			
	府内産の木材の利用	(利用量) m ³	(削減量) t		(利用量) m ³	(削減量) t			
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(発電量) kWh	(削減量) t		(発電量) kWh	(削減量) t			
		(熱供給量) GJ	(削減量) t		(熱供給量) GJ	(削減量) t			
	グリーン電力の購入	(購入量) kWh	(削減量) t		(購入量) kWh	(削減量) t			
	削減量等合計		*3 t		*5 t				
差引排出量	基準年度 (実績)	目標年度 (計画)	削減率 (計画)	報告年度 (実績)	削減率 (実績)				
(排出合計-削減等合計)	*1 3,819 t	(+2) (+3) 3,706 t	-3.0 %	(+4) (+5) 3,482 t	-8.8 %				
特記事項	<p>*温室効果ガスの排出量について 小売業の特性を活かした指標として「総営業面積 (m²) * 営業時間 (百万h)」を削減の原単位として採用しております。</p> <p><平成19年度行為実績> 店内温度管理の徹底 総排気ファンの運転時間の大幅短縮</p>								
連絡先	担当部署								
	担当者氏名								
	住所								
	電話番号								
	ファクシミリ番号								

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外の事業者の方はレ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度を、「報告年度」とは計画期間のうち、今回報告の対象となる年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等」の実績については、計画期間中の実績の累計を記入してください。
 (例) グリーン電力の購入による温室効果ガスの削減実績が18年度5トンで19年度10トンの場合、19年度の報告書の実績については18年度と19年度の実績を累計し15トンと記入
 5 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。

地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

イトーヨーカドーでは環境方針・環境指針を策定し、地球温暖化対策を考慮にいたした「環境負荷の小さな小売業」の実現に向けた取り組みを総合的に進めていきます。

『IVグループ環境方針』

私たちは、安全で良質な商品・サービスをお客様にお届けし、ご満足いただくことが第一の使命であると考えます。
同時に私たちを取り巻く環境問題についても、私たちにふさわしい責任を果すことを目指します。

1. 事業活動に対する責任

私たちは企業活動の中で、環境保護、ロス削減、資源の有効利用・再資源化、省エネルギー、廃棄物の削減、環境汚染の予防に努め、企業の責任を果します。

2. お客様との協力と情報公開

私たちはお客様とともに環境保護に努め、活動の結果を監査し、文書化し、広くお客様や社員に情報公開します。

3. 地域社会との協力・社会貢献

私たちは環境分野の社会貢献活動を継続的にを行い、企業市民としての役割を果します。

4. 社員の責任と自覚

私たち社員一人一人は、この環境指針に基づき、企業や社会の中でそれぞれの立場で環境問題について考え、自分の役割を自覚して行動するよう努めます。

5. 環境目標の設定と見直し

私たちはこうした取り組みが年ごとに改善されるよう努め、環境に関する法規制を遵守し、企業活動の分野ごとに自主的目標を定め、それを年ごとに見直します。

『IVグループ環境指針』

1. 事業活動における責任

『商品に対する環境面での責任』

第1条 環境面への安全性に配慮した生産・仕入

第2条 環境に配慮した商品の提案

『事業活動全分野におけるロス削減』

第3条 ロス削減、店舗施設の省エネルギー、業務の省資源化

第4条 お客様に提供するサービス活動での省資源化

『廃棄物の処理とリサイクルの推進』

第5条 廃棄物の責任ある処理・廃棄物の減量

第6条 リサイクルの推進・リサイクルシステムの開発

『店舗内外の環境整備』

第7条 店舗・地域のクリーンネス

第8条 物流面における環境への配慮

2. 地域社会・お客様との協力、社会貢献

第9条 地域・お客様との協力

第10条 環境面の社会活動

第11条 情報公開

3. 社員の責任と自覚

第12条 社員教育活動

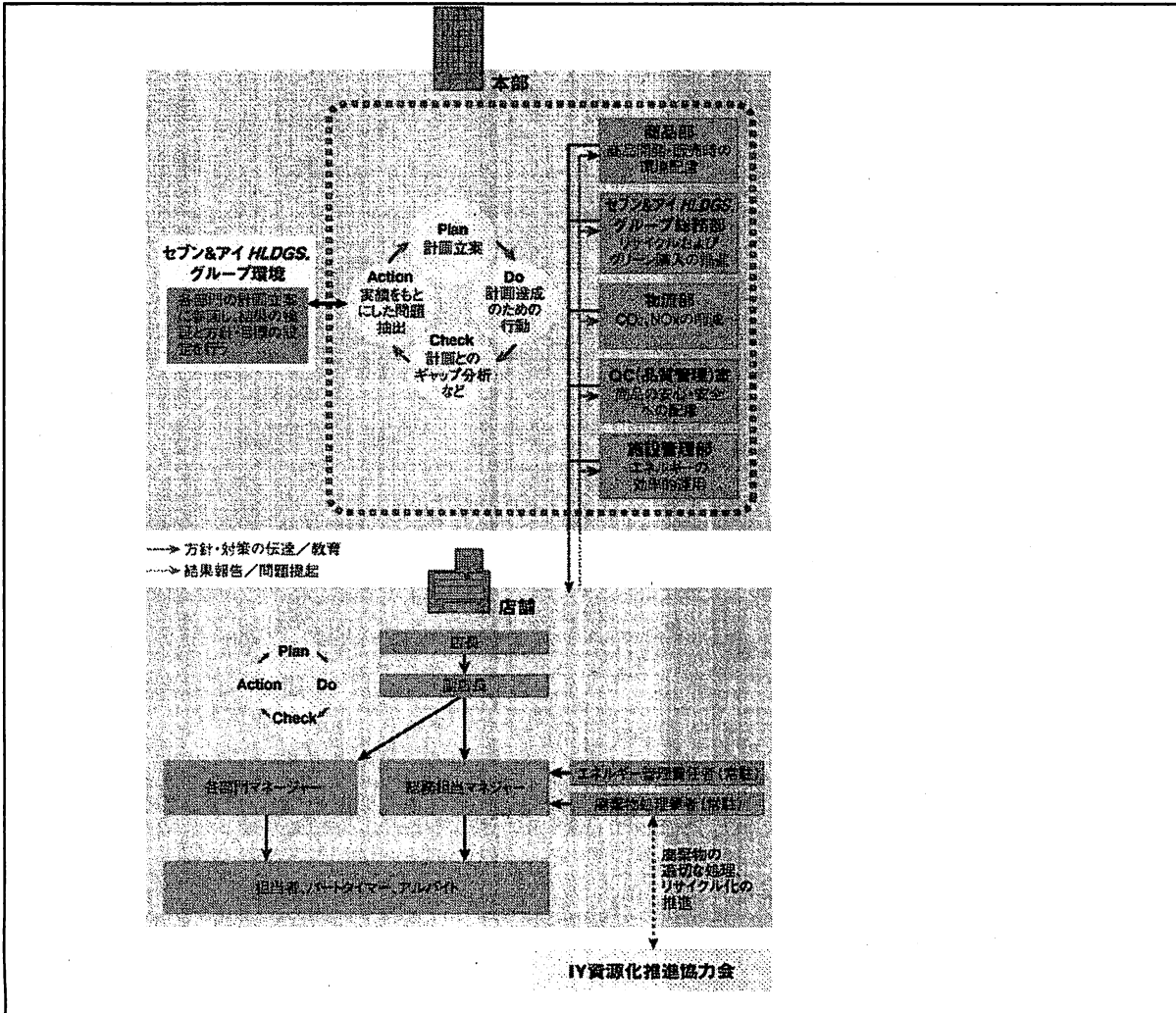
4. 組織と環境監査

第13条 各社の実行と組織と実行

第14条 環境監査

第15条 「IVグループ環境委員会」の設置

(2) 地球温暖化対策の推進体制



補足事項①: 次長に代わり、副店長が環境を担当しています。

補足事項②: 衣料・住居・食品統括マネジャー職がなくなったため、副店長の下が各部門担当マネジャーとなります。

具体的な取組の内容

次年度以降の店舗省エネ施設の導入や営業時間の延長ないしは短縮について、温室効果ガス排出量に多大に影響を与えるものについては、未確定要素が多いため公表しておりません。

現時点では、下記に記載しましたマネジメントを徹底・強化し、温暖化ガスの抑制に努めます。

(1) 店舗内の役割・責任体制の明確化

実質副店長を総責任者とし、各部門ごとには部門マネジャーが責任者となり、エネルギー管理委託取引先と連携をとり、効率的なマネジメントを徹底・強化する。

(2) 05年導入したシステムの本格運用開始

05年6月に導入した社内イントラを通して、店舗環境データを集計できるシステムを導入。テスト期間を終了し、本格導入開始。

現状より詳細でタイムリーなデータを活用し、店舗マネジメントの質的向上と店舗間の格差の改善に努める。

(3) 定期的な店内照明の保守点検

3年毎に店内照明を一斉に交換

(4) 店舗面積当たりの電気・ガス・水道の使用量の低減

- ・段階的調光、営業時間外の店舗内準備作業中は『1/3照明』
- ・バックルームでの節電
- ・売り場の空調(夏季 26℃、冬季 18℃、中間季 外気を利用した『外気冷房運転』)
- ・エレベーター、エスカレーターの開店5分前の始動、閉店されお客様が退店され次第停止
- ・バックルームのエレベーターは原則として荷物専用
- ・使用状況を把握し、トイレ・厨房等の元バルブ絞り込み
- ・厨房蛇口に節水コマを取り付け、水量を削減

(5) 廃棄物排出量の削減とリサイクル率の向上

- ・『ゴミの3割削減、3分別、ごみ袋3回使用』を図る『リサイクル333キャンペーン』推進徹底

(6) 環境配慮商品の販売

- ・環境に配慮した当社PB商品『環境獎品』の販売

(7) リサイクル資源の店頭回収の推進

- ・ビン、缶、トレイ、牛乳パックの店頭回収の推進

(8) レジ袋の削減

- ・エコスタンプの対象を食品の他、新たに衣料・住居関連商品にも拡大し、お客様の買物袋持参率をアップし、レジ袋の削減を図る。
(* 06年6月及び07年2月よりオリジナルショッピングトートバッグ(小)(大)の販売開始)
- ・その他キャンペーンへの参加

<平成19年度新規行為実績>

● 店内温度管理の徹底

店内温度をよりシビアに設定することで電気使用量を低減した。また、その他総排気ファンの運転時間を大幅短縮した。

以上